

店頭外国為替証拠金取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。
なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

（ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル) ）

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日の前1年間に、2回以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

Jトラストグローバル証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号

店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)

契約締結前交付書面

(法人のお客様用)

2026 年 6 月

Jトラストグローバル証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 35 号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、

店頭外国為替証拠金取引をお取引されるにあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、ご理解ください。

なお、店頭外国為替証拠金取引とは、取引所を介さず当社と直接行う外国為替証拠金取引のことです。

当社では、店頭外国為替証拠金取引として「WEALTH FX」を提供しております。本書面においては、本サービスについて説明する場合は、「WEALTH FX」を名称として用い、総称する場合は「店頭外国為替証拠金取引」といたします。

また、本サービスにおいてお客様が当社に開設した口座については、「WEALTH FX 口座」を名称として用い、お客様がお取引される「WEALTH FX」に係る全ての計算は、「WEALTH FX 口座」で行います。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。

店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。

したがって、取引を開始する場合、または継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験、および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

また、店頭外国為替証拠金取引の取引内容を十分ご理解いただくために本書面の他に、「店頭外国為替証拠金取引約款」等の書面を交付いたします。これらの書類には、取引の仕組みやリスクなどお客様がお取引されるにあたって大変重要な内容が記載されております。熟読されたうえで、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただき、ご自身の資力と投資経験を考慮のうえ、お取引いただきますようお願い申し上げます。

目次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	4
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	7
■ 取引の方法.....	7
■ 証拠金	9
■ 決済に伴う金銭の授受.....	15
手数料など諸費用について	15
課税上の取扱い.....	16
ご契約の終了事由	16
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	16
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	23
当社の概要について.....	26
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語集	27

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、当社が提供する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

なお、ご不明な用語がございましたら本書面に掲載されている用語集をご覧ください。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

手数料など諸費用について

- ・ 当社で行う店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)の取引手数料は無料です。ただし、当社が提示する価格(買値と売値の差である「スプレッド」)はお客様の実質的なコストとなります。スプレッドは固定ではなく、市場環境等により拡大する場合があります。また、建玉を翌営業日に繰り越す場合、通貨ペアの金利差に基づくスワップポイントの受払が発生します。(但し、建玉を決済するか「スワップポイント振替」(詳しくは、巻末の用語集をご参照ください。)を行うまでは、「未決済スワップポイント」として付与・蓄積されます。以下同じ。)スワップポイントは市場金利の変動により日々変動し、受取となる場合も支払となる場合もあります。

店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

<価格変動リスク>

- ・ 通貨の価格の変動により、損失が生じることがあります。更に、お客様の差し入れた証拠金(以下「預託証拠金」といいます)の額に比して取引金額が大きいため、その損失の額が差し入れた預託証拠金の額を上回る可能性があります。
- ・ お預りしている預託証拠金の額を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けておりますが、相場の急激な変動により預託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

<信用リスク>

- ・ 店頭外国為替証拠金取引は当社とお客様の相対取引であり、また、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として下記のカバー取引先とカバー取引を行っております。したがって、お客様は当社、およびカバー取引先の業務、または財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。

<その他のリスク>

- ・ 本取引における為替レートは、カバー取引先が算出する為替レートに基づいて、一定の額を加減した為替レートをお客様に提示しています。為替レートの売値と買値には価格差(スプレッド)があり、マーケットの状況によりスプレッド幅が拡大する場合があるほか、意図した取引ができない可能性があります。
- ・ 取引システム、または金融商品取引業者、およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、為替レートの提示、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
- ・ 本取引においては、主要国の祝日や、市場のクローズ間際、週初など流動性が低下したマーケットの状況によっては、為替レートの提示や注文の成立が困難になることがあります。

- ・ 天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、特殊な状況下で特定の通貨の取引が困難または不可能となる場合があります。
- ・ マーケットの状況または当社カバー取引先等の状況により、一時的に取引条件を変更、制限する場合があります。
- ・ 店頭外国為替証拠金取引では、売り建てしている通貨と買い建てしている通貨に対し、スワップポイントの受払が発生します。スワップポイントは取引対象通貨の市場金利等に応じて日々変動するため、スワップポイントもその影響を受け変動します。また、市場金利等の動向次第では、スワップポイントが受取りから支払いに転じる可能性もあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 成行注文、およびストリーミング注文では、お客様の注文が当社のサーバーに到達した時点で受付となります。このため、お客様が注文を発注した時の為替レートと実際の約定為替レートがタイムラグにより異なる場合(スリッページ)があります。逆指値注文では、当社の配信レートが買付ならお客様の指示した為替レート以上、売付なら指示した為替レート以下になった時点をもって、即時に注文が執行され、条件を満たした時点での配信レートで約定を保証します。お客様が指示した為替レートと条件を満たした時点の配信レートによっては、お客様の指示した為替レートとお客様の実際の約定為替レートが異なる場合(スリッページ)があります。
- ・ 為替レートの提示が停止し、その後、停止した理由が解消した場合には、外国為替市場の実勢レートの状況を確認した上で、為替レートの配信を再開します。再開した時点の為替レートによっては、ロスカットが生ずるおそれがあります。また、相場の急激な変動により預託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

<カバー取引先、および預託証拠金の管理方法について>

- ・ 当社のカバー取引先は、SBI リクイディティ・マーケット株式会社(業務内容: リクイディティプロバイダー)です。また、SBI リクイディティ・マーケット株式会社は当社からのカバー取引に対し、外国為替取引金融機関をカバー取引の相手方としております。
- ・ お客様の注文が約定すると同時に、マリー取引を行わずに全ての注文をシステムによる自動発注にて SBI リクイディティ・マーケット株式会社を相手方としてカバー取引を行っています。
- ・ SBI リクイディティ・マーケット株式会社にてカバー取引が行えない場合、お客様の取引により当社に損失が生じる場合があり、またその間の相場変動によって当社の損失が拡大することにより財務状況が変化してお客様の取引が継続できなくなるおそれがあります。
- ・ お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、現金証拠金については、SBI クリアリング信託株式会社へ金銭信託を行う方法により、当社の自己資金とは区分して管理しております。証拠金の区分管理必要額については、お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益、評価損益、およびスワップ損益を加算した額とし、毎営業日を計算基準日として確定したうえで、追加差入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して 2 営

業日以内に SBI クリアリング信託株式会社に追加信託することにより、区分管理必要額以上の残高を維持いたします。

なお、代用有価証券についても金融商品取引法その他の法令諸規則に基づき、当社の資産とは明確に区分して管理しております。

お客様からお預りした代用有価証券(日本国債、円建債券、米国国債、米ドル建債券等)は、日本銀行、株式会社証券保管振替機構または外国の保管機関等を通じて分別管理のうえ保管いたします。

- ・ 当社、およびお客様資金の預託先の業務、または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生じるおそれがあります。

<代用有価証券のリスク>

- ・ 証拠金としてご利用いただく代用有価証券には、以下のリスクがあることをご理解ください。
- ・ 価格変動リスク
市場価格が下落した場合、有効証拠金(預託証拠金の額に未決済建玉に係る評価損益と未決済スワップポイントを加算または減算した額で、実際に取引に利用可能な証拠金の額を言います。以下同じ。)の額が減少します。
- ・ 為替変動リスク
外貨建て有価証券は為替相場の変動により評価額が変動します。
- ・ 受入停止リスク
市場の急変等により、当社が特定銘柄の受入を停止または掛目を変更する場合があります。
- ・ 処分リスク
お客様が債務不履行となった場合、代用有価証券は当社により処分され、返還されない場合があります。

<外貨建資産を代用有価証券とした取引に係る為替変動リスク>

- ・ 米ドル建て資産(米ドル建て債券等)を代用有価証券として差し入れたうえで、米ドル／円(USD/JPY)の買建取引を行う場合、円高(米ドル安)局面において代用有価証券の円換算評価額および建玉評価額の双方が同時に下落し、証拠金維持率が急速に低下するリスクがあることから、同一通貨建て資産を担保とする取引は為替変動リスクが増幅する可能性があります。

店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象とはなりません

- ・ 店頭外国為替証拠金取引においては金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

【WEALTH FX について】

当社による店頭外国為替証拠金取引「WEALTH FX」は、金融商品取引法その他の関係法令、および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行ないます。

■ 取引の方法

a. 当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引「WEALTH FX」の取引内容は次のとおりです。

取引形態	お客様と当社の相対取引
営業日	営業日は、取引対象通貨ごとに、国内の金融機関の営業日、および外国の金融機関の営業日を勘案し、当社が定める日とします。 したがって、日本の金融機関の営業日とは異なる場合もあります。 休日は、元日、祝日(注 1)、当社が定める日とします。 詳細は当社ホームページ等よりご確認ください。 1 営業日は、原則として米国の標準時間は、月曜日から金曜日の日本時間午前 7:00～翌午前 6:30 を 1 営業日とします。 米国の夏時間は、月曜日のみ日本時間午前 7:00～翌午前 5:30、火曜日から金曜日は日本時間午前 6:00～翌午前 5:30 を 1 営業日とします。
取引時間(日本時間) (注 2)	【米国標準時間】午前 7:00～翌日午前 6:30 (各日午前 6:30～7:00 のシステムメンテナンス時間を除く時間帯) 【米国夏時間】午前 6:00(月曜のみ午前 7:00)～翌日午前 5:30 (各日午前 5:30～6:00 のシステムメンテナンス時間を除く時間帯) ※上記の取引時間内であっても、臨時システムメンテナンス等により取引できない場合がございます。
注文受付時間	原則として、休日、取引時間外を含む 24 時間(ただしシステムメンテナンス時を除く) 売買注文を受付いたしますが、売買注文の約定は取引時間内に行ないます。(注 3)
決済期限	無し(注 4)
決済方法	反対売買による差金決済(注 4)
決済日	約定日の 2 営業日後(注 4)
1 注文あたりの最大注文数量	相場の状況や当社の判断により変動しますので、当社ホームページの取引ルールをご確認ください。
取引手数料	無料(注 5)

(注 1) 日本が祝日でも、海外が祝日でない場合、お取引いただけるケースもございます。

詳細につきましては、随時、当社ホームページ等にてお知らせいたしますので、ご確認ください。

(注 2) ロールオーバー処理に要する時間により、お取引開始時間が遅れる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(注 3) 原則として、取引時間外に成行注文、およびストリーミング注文は受付いたしません。

(注 4) 決済日は約定日の原則2営業日後となりますが、反対売買による差金決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越すことにより、長期間建玉を維持することができます。

(注 5) 当社で行う店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)の取引手数料は無料です。ただし、当社が提示する価格(買値と売値の差である「スプレッド」)はお客様の実質的なコストとなります。スプレッドは固定ではなく、市場環境等により拡大する場合があります。また、建玉を翌営業日に繰り越す場合、通貨ペアの金利差に基づくスワップポイントの受払が発生します。スワップポイントは市場金利の変動により日々変動し、受取となる場合も支払となる場合もあります。

取扱通貨ペア	取引単位	レートを表示方法	呼値の単位
米ドル/日本円	10,000 米ドル単位	1 米ドルあたりの円	0.001 円

当社は、SBI リクイディティ・マーケット株式会社がインターバンク市場の実勢外国為替レートを基に算出している為替レートに、一定の額を加減した為替レートをお客様に提示しています。

なお、取引為替レートは常に買値と売値を同時に提示する「2WAY 方式」を採用しており、買値と売値は同じではなく価格差（スプレッド）があります。なお、スプレッドは売買数量によって異なりますのでご注意ください。詳細は、当社ホームページの取引ルールをご確認ください。

取引システム、金融商品取引業者、およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと、主要国の祝日や、市場のクローズ間際、週初などマーケットの流動性が低下した状況、また、天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖などの特殊な状況下等の事由が発生した場合等において、当社もしくはカバー取引先が市場の実勢レートでの為替レートの提示が困難と判断した場合には、為替レートの提示を停止することがあり、その間、お客様は取引ができなくなるおそれがあります。また、停止したレートの配信再開は、上記為替レートの配信を停止した事由が解消し、市場の実勢レートでの為替レートの配信が可能と当社及びカバー取引先が判断した場合に行うものとします。

- b. 建玉は、反対売買による差金決済で決済できますが、反対売買による差金決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

- c. ロールオーバーとは未決済建玉の決済日を翌営業日に繰り延べる処理のことで、反対売買がなされない限り、決済日を 1 営業日ずつ繰延べますので、長期間建玉を維持することができます。

また、ロールオーバー時に、スワップポイント（詳しくは、「決済に伴う金銭の授受」の「(2)スワップポイント」をご参照ください。）を当社との間で授受します。

ロールオーバーによって発生した「未決済スワップポイント」は、ロールオーバー後、即座に有効証拠金の額に加算または減算されますが、この「未決済スワップポイント」を未決済建玉を決済することなく、「スワップポイント振替」（詳しくは、巻末の用語集をご参照ください。）をご利用いただくことで、全部または一部を確定して受け渡すことができ、受け渡し後は預託証拠金の「現金残高(円)」に即時に加算または減算されます。

ただし、受け渡しされる「未決済スワップポイント」がマイナス（お客様の支払い）になる場合は、預託証拠金の「現金残高(円)」の範囲内に限り確定させることができます。

- d. お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります（以下、「ロスカット・ルール」といいます。詳しくは、「証拠金」の「(5)ロスカットの取扱い」をご参照ください。）。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカット・ルールがあっても、預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

<レバレッジ>

「WEALTH FX」の法人口座における注文時のレバレッジは、一般社団法人金融先物取引業協会が算出し毎週発表する「為替リスク想定比率」を利用しており、基本的に毎週変動いたします。

具体的には、「為替リスク想定比率」と併せて公表されているレバレッジのデータ（「為替リスク想定比率」の逆数×100 がレバレッジとなります。）の約 10 分の 1 に、注文時のレバレッジを制限させていただいております。

例えば、一般社団法人金融先物取引業協会が公表した 2026 年 4 月 10 日を基準日（及び計算日）とし、適用期間が 2026 年 4 月 20 日から 4 月 24 日までの「USD/JPY」のレバレッジは 66.22 倍のため、その間の「WEALTH FX」の法人口座での注文時のレバレッジは最大で約 6.62 倍となります。

[注]レバレッジの上限は、常に一定ではありません。相場が大きく動くと予想される場合や、当社のリス

ク管理上必要と判断した場合には、お客様の資産を保護するため、最大レバレッジ倍率を引き下げることがあります。そのため、状況によっては平常時よりも低い倍率でのお取引となることがあります。

■ 証拠金

(1)-1 必要証拠金(注)

各通貨ペアの新規注文発注時(既に発注済みの未約定の新規注文がある場合は、当該注文を含みます。)に必要となる「注文必要証拠金」と建玉を維持するために必要な「建玉必要証拠金」があり、それぞれに必要な証拠金の額は異なります。

※約定時のレバレッジ判定は実施しておりませんので十分にご注意ください。

※同一の通貨ペアの売建玉(売ポジション)と買建玉(買ポジション)を同時に持つ場合(「両建て」といいます。)は、数量の多い方のポジション(同数の場合は片方のポジション)にのみ「建玉必要証拠金」が必要となります。

ただし、指値・逆指値の未約定注文につきましては、それぞれの注文に「注文必要証拠金」が必要となります。

(注)担保としてあらかじめ預託することが必要な証拠金のことで、相場が変動したときの損失に備えるためのものです。証拠金は、日本円、米ドルまたは当社の定める有価証券で差し入れていただきます。(証拠金として差し入れていただいた有価証券を「代用有価証券」といい、当該有価証券の時価評価額に当社が定める担保評価率(以下「掛目」といいます。)を乗じた価額で評価します。)当社が定める証拠金率、および代用有価証券の掛目については、市場の動向等により当社の判断により変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

a) 注文必要証拠金

注文必要証拠金の額は、取引金額(取引数量に基準レートに乗じた額)に当社が定める証拠金率を乗じて計算した合計金額になります。

当社が定める証拠金率とは、一般社団法人金融先物取引業協会が計算し公表する「為替リスク想定比率」に当社の注文時証拠金掛目 10 を乗じたものになります。

これを基にして、注文時に必要となる証拠金額を算出いたします。

そのため、一般社団法人金融先物取引業協会が併せて公表するレバレッジのデータの約 10 分の 1 が当社の法人口座における注文時のレバレッジになります。

新規注文発注時(既に発注済みの未約定の新規注文がある場合は、当該注文を含みます。)に必要な「注文必要証拠金」は、「建玉必要証拠金」よりも約 10 倍大きな証拠金額が必要となります。

b) 建玉必要証拠金

建玉必要証拠金の額は、建玉金額(建玉数量に基準レートに乗じたみなし約定金額)に、一般社団法人金融先物取引業協会が計算し公表する「為替リスク想定比率」を乗じて計算した額になります。

なお、証拠金維持率(%)は、この建玉必要証拠金額に対する有効証拠金額の割合を基に算出されます。

(1)-2 必要証拠金率の変更

当社は原則として毎週金曜日(通常 18 時頃)に必要証拠金率の見直しを行います。

見直し後の必要証拠金率は、翌々週の月曜日より適用となります。

必要証拠金率の状況は、当社ホームページの取引ルール等にてお知らせいたします。

(2) 証拠金の差入れ

新規に売買注文を行う前に、お取引に必要な預託証拠金(日本円、米ドルまたは代用有価証券)をお預けいただく前受制です。事前にお客様の総合取引口座から「WEALTH FX 口座」に必要な額の現金(日本円もしくは米ドル)または代用有価証券をお振替えください。

(注)不測の状況に備えて預託証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもったお取引を行っていただきますよう、お願いいたします。

(2-1) 現金の取扱い

a) 振替入出金の方法

日本円現金と米ドル現金で振替入出金の方法が異なります。

1. 日本円現金の場合

総合取引口座から「WEALTH FX 口座」への振替(以下「振替入金」といいます。)の指示及び「WEALTH FX 口座」から総合取引口座への振替(以下「振替出金」といいます。)の指示は、取引時間外、および休日を含む 24 時間(ただし、システムのメンテナンス時を除きます。)、「WEALTH FX」取引ツール(PC 版、スマートフォン版)のメニュー「振替指示」画面にて、振替金額を指定のうえ行っていただきます。

振替出金の場合、振替可能額の範囲内で振替が可能です。

なお、「WEALTH FX 口座」からお客様の銀行口座へ直接出金することはできません。

お客様の銀行口座への出金は、総合取引口座より別途指示していただきます。

また、振替入金や振替出金の指示は、概ね平日 8:00~15:00(日本時間)までの時間内にご連絡いただくことで、対面(電話による方法を含む)でもお手続きいただけます。

※日本円現金の振替入出金ができない時間帯の詳細は、当社ホームページの取引ルールをご確認ください。

2. 米ドル現金の場合

振替入金や振替出金の指示は、対面(電話による方法を含む)でのみお手続きいただけます。

なお、振替入出金のお手続きの受付時間は、原則、振替指示実行日(営業日)の 8:00~15:00(日本時間)までの間です。当該時間内に連絡できない場合は、営業時間内にお客様の担当部門までご相談ください。

振替指示日の翌営業日の朝のロールオーバーの処理終了後に振替入出金が行われます。

b) 評価方法および掛目

日本円現金の評価掛目は 100%、米ドル現金の評価掛目は 94%以下で評価させていただきます。預託証拠金の「現金残高(ドル)」に 94%以下の掛目を乗じて、その金額に当社所定の為替レートを乗じた金額を「円評価額」として評価したうえで証拠金に算入されます。なお、市場環境等により、当社は掛目を変更することがあります。その場合は、速やかにお客様に通知します。

c) 管理方法(分別管理・信託保全)

お客様から預託を受けた現金証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、SBI クリアリング信託へ金銭信託を行う方法により、当社の自己資金とは区分して管理しております。

証拠金の区分管理必要額については、お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益、評価損益、およびスワップ損益を加算した額とし、毎営業日を計算基準日として確定したうえで、万が一、

区分管理必要額に対し、信託額の残高に不足が生じた場合には、計算基準日の翌日から起算して2営業日以内にSBIクリアリング信託に追加信託することにより、区分管理必要額以上の残高を維持いたします。

(2-2) 代用有価証券の取扱い

a) 代用有価証券の概要

お客様は、WEALTH FXに必要な証拠金として、現金(日本円、米ドル)のほかに当社にて保護預かりしている有価証券を担保としてご利用いただけます。ただし、質権・譲渡担保等、第三者の担保権が設定されている有価証券につきましては、代用有価証券として受け入れできませんので、あらかじめご了承ください。代用有価証券は、当社が所定の方法により評価したうえで、証拠金に算入されます。

b) 受入対象となる有価証券

当社が受け入れる代用有価証券は、債券のみで以下に定めるものに限られます。

1. 日本国債(1年経過後の個人向け国債を含む)
2. 円建債券(国債以外) ※
3. 米国国債
4. 米ドル建債券 ※

※ 円建債券(国債以外)および米ドル建債券については、当社が指定する格付機関において、原則として、債券格付が投資適格、BBB-(Baa3)以上の債券に限りです。

ただし、流動性に欠けるもの、評価困難なもの、その他当社が不適当と判断するもののほか、銘柄・数量により受け入れることができない場合があります。

c) 評価方法および掛目

1. 評価方法

当社は、代用有価証券を毎営業日、信頼できる価格情報に基づき時価評価いたします。

米ドル建て債券については、当社所定の為替レートで円換算します。

2. 掛目

時価評価額に、以下の最終的な掛目を乗じた金額が預託証拠金として算入されます。

※時価評価額(円建ての債券は日本円の100%、米ドル建ての債券は米ドルの94%以下を円で評価)に、それぞれの債券所定の掛目を乗じたものを最終的な掛目としています。

- ・日本国債、個人向け国債(1年超)……………95%以下
- ・円建債券(国債以外)……………90%以下
- ・米国国債……………85%以下×94%以下=79.9%以下
- ・米ドル建債券(シニア債)……………80%以下×94%以下=75.2%以下
- ・米ドル建債券(劣後債)……………70%以下×94%以下=65.8%以下

(例)時価評価額1,000万円の米国国債を預託した場合

$1,000 \text{ 万円} \times 79.9\% = 799 \text{ 万円}$ が預託証拠金として、算入されます。

なお、市場環境等により、当社は掛目を変更することがあります。

その場合は、速やかにお客様に通知します。

3. 掛目の変更・除外について

代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、当社の判断で代用有価証券の掛目の変更または代用有価証券から除外することがあります。

なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更、または除外を行う場合には、あらかじめ

めその内容を通知し、変更後の掛目または除外の適用日につきましては、原則として、通知した日から起算して 5 営業日目以降の営業日におけるロールオーバー時点とします。

ただし、今後、債券価格が大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の債券価格の水準を反映していないことから、当社が、証拠金としての適切な評価を行うことができない場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものとします。

d) 有価証券の振替方法（総合取引口座の保護預り⇔「WEALTH FX 口座」の代用有価証券預り）

1. 保護預り有価証券を代用有価証券預りへ振替える場合

対面(電話による方法を含む)でのみお手続きいただけます。

振替のお手続きの受付時間は、原則、振替指示実行日(営業日)の 8:00~15:00(日本時間)までの間です。

当該時間内にご連絡が難しい場合は、営業時間内にお客様の担当部門にご相談ください。

振替のお手続きが完了しても、代用有価証券として評価されるのは、翌営業日朝の取引開始前のメンテナンス時となります。

※受渡日未到来の債券の場合、保護預り有価証券から代用有価証券預りへの振替指示が可能となるのは、受渡日以降となります。

2. 代用有価証券預りを保護預り有価証券へ振替える場合

対面(電話による方法を含む)でのみお手続きいただけます。

振替のお手続きの受付時間は、原則、振替指示実行日(営業日)の 8:00~15:00(日本時間)までの間です。当該時間内にご連絡が難しい場合は、営業時間内にお客様の担当部門にご相談ください。代用有価証券預りから保護預り有価証券への振替は、振替可能金額(新規発注余力)の範囲内で、振替が可能です(注)。振替のお手続きが完了しても、保護預り有価証券となるのは、翌営業日朝の取引開始前のメンテナンス時となります。

(注)お振替の指示をいただいた債券の代用有価証券評価額が翌営業日の取引開始前のメンテナンス時に預託証拠金より控除されます。その結果、未決済の建玉がある場合は、証拠金維持率が低下しロスカット水準を下回る可能性がありますので、必ず余裕をもった振替をお願いいたします。

e) 代用有価証券のご売却・償還について

代用有価証券は、代用有価証券のまま売却または償還していただくことが可能です。この場合、売却代金または償還代金は、受渡日当日に全額、WEALTH FX 口座の預託証拠金(現金残高)へ入金されます。

なお、証拠金に余裕のあるお客様は、必要に応じて、事前に WEALTH FX 口座の代用有価証券預りから総合取引口座の保護預り有価証券へ振替を行ったうえで、売却または償還を行っていただくことも可能です。

f) 保管方法について

お客様からお預りした代用有価証券は、日本銀行、株式会社証券保管振替機構または外国の保管機関等を通じて、当社の資産とは明確に区分して分別管理のうえ保管いたします。

g) 費用等について

代用有価証券を証拠金としてご利用いただくにあたり、当社が特段の費用を請求することはありません。ただし、代用有価証券の売却・処分に伴い発生する費用はお客様の負担となります。

h) その他の重要事項

1. 代用有価証券の評価替えは、原則として、毎営業日の日本時間午前 6:30 以降(米国夏時間

の場合は午前 5:30 以降)に行います。評価された価額が預託証拠金(代用有価証券評価額)とみなされます。なお、国内が非営業日の場合においても、お取引が可能な日については同様の方法にて価額評価を行います。

ただし、取引システム、または金融商品取引業者、およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと等により時価算定営業日を変更する場合があります。

2. 代用有価証券の返還は、お客様の当社に対する債務が全て解消された後に行います。

(3) 不足金の差入れ

WEALTH FX 口座にお預りしている預託証拠金の額を超える損失が発生しないように、当社ではロスカット・ルールを設けておりますが、相場の急激な変動等により損失の額が預託証拠金の額を超える場合があります。

建玉を決済したことにより生じた決済損金、預託証拠金の「現金残高(円)」では充たしきれない場合には、当該不足金をお取引日の翌々営業日 15 時(日本時間)までに「WEALTH FX 口座」に日本円現金で差し入れていただく必要があります。

お客様から当該入金期限までに当該不足金のご入金がない場合は、当社はお客様に通知することなく、お客様の計算で、預託されている米ドル現金または代用有価証券を当社の裁量により売却し、その売却代金をもって不足金の充当を行うことができるものとします。

また、米ドル現金または代用有価証券を売却してもなお不足金が残存する場合は、当社の総合取引口座でお預りしている預り金や委託保証金その他、当社が占有し、または社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)に基づく口座に記録しているお客様の有価証券、その他当社がお預りしている外国通貨等を当社の任意でお客様の計算により処分して、適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

(4) 評価損益およびスワップポイントの取扱い

当社の提示する為替レートで算出された評価損益および建玉のロールオーバーに伴い発生する未決済スワップポイントは、有効証拠金の額に加算または減算されます。

(5) ロスカットの取扱い

a) ロスカット

預託証拠金を超える損失の発生を未然に防ぐため、証拠金維持率がロスカット水準を下回った場合、当社はおお客様の全ての建玉について、当社の提示する為替レートで反対売買を行い、決済します(以下「ロスカット」といいます。)

なお、ロスカットにより決済された場合には、当社にご登録のメールアドレス宛に電子メールを送信させていただくことで、ロスカット通知を行います。

ただし、相場の急激な変動等、相場の状況により、証拠金維持率がロスカット水準を下回っても一定の間隔(原則1秒間隔)で監視を行っている関係上、お客様が設定されたロスカット水準での反対売買ができず、当該ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されることがあります。

そのため、預託証拠金の額を超える損失が発生する可能性があります。

また、売買の急激な増加やカバー取引の状況、システムやネットワークの稼働状況等により必ずしも1秒間隔の監視によるロスカットとならない場合もあります。

法人のお客様のロスカット水準は下記の通りとなります。

口座	ロスカット水準	設定可能範囲
法人口座	100%	なし

※法人口座では、ロスカット水準の変更はできません。

「WEALTH FX」では、追加証拠金(追証)の発生はありません。当社では、法人口座におけるロスカット水準を証拠金維持率 100%に一律で設定しており、証拠金維持率がこの水準を下回った場合、追加証拠金(追証)のご請求を行うことなく、ロスカットにより自動的に決済が行われます。

b) アラート通知

証拠金維持率が以下のアラート通知水準を下回った時点で、希望されるお客様には当社にご登録のメールアドレス宛に電子メールを送信させていただく方法で、アラート通知を行います。アラート通知水準は、下記の通りとなります。

なお、アラート通知を行う証拠金維持率は、5%毎にお客様の任意で設定が可能です。

(アラート通知は、原則1営業日につき1回のみとなります。)

口座	アラート通知水準(当初設定)	設定可能範囲
法人口座	120%	120% ~ 200%

※アラート通知水準の変更手続中は、新規発注はできません。

レバレッジ設定変更履歴より、受付中の申請を取り消すことにより発注可能となります。

電子メールによる通知は、回線の通信速度、障害又は通信環境の変化等により、遅延や不着等が発生する場合があります。マーケットが急激に変動したときなどは、アラート通知が実際のマーケットの状況から遅れてお客様に届く場合やアラート通知が送信される前に、ロスカット水準に到達し、ロスカットされる場合もあります。従いまして、当社はアラート通知の適正性、適合性、正確性等についてのいかなる保証をするものではなく、それら遅延や不着等によって被ったあらゆる損失および損害について当社は一切の責任および補償を負うものではありません。これらの仕組みを十分ご理解のうえ、確認手段のひとつとしてご利用いただくことをあらかじめご了承ください。

c) 新規注文の自動取消

すでに建玉があり、かつ未約定の新規注文がある場合において、証拠金維持率が 100%を下回った場合、ロスカットを行うのと同時に、当社は即座にすべての未約定の新規注文を取消します。

(6) 決済日を経していない損益の取扱い

決済日を経していない損益(注)は、その損益が生じた取引の約定後ただちに有効証拠金の額に加算または減算されます。したがって、決済日を経していない損益のうち利益は、その利益が生じた取引の約定後ただちに、新規発注余力として使用することができます。

(注) 決済日を経していない損益とは、反対売買により生じた差損益のうち決済日を経していないものをいいます。

(7) 小数点の取扱い

評価損益および確定損益の小数点につきましては、当社が定める計算式の結果に対し、小数点以下(1 円未満)は切り捨てます。なお、建玉を保有している間の未決済スワップポイントは小数点以下 5 桁まで保持(小数点以下 6 桁目から切捨て)し、累計されます。

決済により確定したスワップ損益またはスワップポイント振替にともなう金銭の授受は、1 円未満

を切捨てて受渡を行います。

WEALTH FX 口座から総合取引口座への振替可能金額は 1 円以上となります。振替後のお客様の残高が 1 円未満となった際は、当社において残高 0 円として処理できるものとします。

■ 決済に伴う金銭の授受

(1) 決済方法と受渡しについて

反対売買による差金決済となります。

なお、反対売買は決済する建玉を指定して注文します。

注文時は「WEALTH FX」取引ツール(PC 版、スマートフォン版)画面上で、注文内容を必ず確認してください。

本取引は、外国通貨の受渡しを目的とせず、差金決済により行われる取引のため、実際には通貨の受渡しは行われません。お客様が保有している建玉(ポジション)を反対売買によって決済された場合、決済注文が約定したタイミングで、建玉ごとの決済損益および建玉を保有している間に付与・蓄積された未決済スワップポイントがスワップ損益として確定します。

確定した決済損益および確定したスワップ損益の受渡しは、決済した取引日当日に預託証拠金の「現金残高(円)」に即時反映されます。差金決済に伴う当社とお客様との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

【米ドル/日本円の場合】(約定価格差(注 1)×取引数量)+決済により確定したスワップ損益
(注 1)約定価格差とは、反対売買による差金決済に係る約定価格と当該反対売買による差金決済の対象となった新規の買付取引、または新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

(2) スワップポイント

「米ドル/日本円」の米ドルと日本円のように、異なる 2 通貨間の金利差により生じる差損益です。原則として、金利の高い通貨を買付けることで受取り、金利の高い通貨を売付けることで支払いになります(注)。

例えば、2026 年 4 月現在では米ドル金利の方が日本円金利より高くなっておりますので、米ドル買いの建玉をお持ちの場合、スワップポイントを受け取ることになります。

なお、スワップポイントの支払いにより損失が発生する可能性があります。金利の高い通貨を買付けることでお客様が受け取る、あるいは金利の高い通貨を売付けることでお客様が支払う 1 日分のスワップポイントは、当社のカバー先である SBI リクイディティ・マーケット株式会社から受け取る、あるいは支払う 1 日分のスワップポイントを参考に金額を提示しています。

(注)インターバンク市場でのスワップポイントの動向によっては、この原則が当てはまらない場合もあります。

手数料など諸費用について

当社で行う店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)は、取引手数料および口座管理費は無料です。ただし、当社が提示する価格(買値と売値の差である「スプレッド」)はお客様の実質的なコストとなります。スプレッドは固定ではなく、市場環境等により拡大する場合があります。また、建玉を翌営業日に繰り越す場合、通貨ペアの金利差に基づくスワップポイントの受払が発生します。

スワップポイントは市場金利の変動により日々変動し、受取となる場合も支払となる場合もあります。

課税上の取扱い

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得(売買による差益、およびスワップポイント収益(「スワップポイント振替」で確定させたスワップポイントの収益を含みます。))をいいます。)は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

詳しくは所轄の税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。

ご契約の終了事由

お客様が発注した決済注文が約定したことによる建玉の決済、ロスカットに関する取り決めに基づく建玉の決済及び当社の店頭外国為替証拠金取引約款に掲げる事由(主なものは次のとおりです。)に該当したことによる建玉の決済により、店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)の金融商品取引契約は終了します。

- ・お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき
- ・お客様が、関係法令諸規則、当社各規程、店頭外国為替証拠金取引約款、その他当社が定める本取引ルールに定める事項に違反し、当社が本取引の解約を通告したとき
- ・お客様が店頭外国為替証拠金取引約款第18条に掲げる事項のいずれかに該当したとき
- ・当社がやむを得ない事由によりサービス提供の中止を申出た場合
- ・その他、当社の総合取引約款第40条第1項のいずれかに該当した場合

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。当社はお取引の手段として、オンライン取引サービスをご提供いたします。

売買注文・振替入出金の指示等、お取引のすべては、原則お客様ご自身によって行っていただきます。

なお、対面(電話による方法を含む)での受注等も行いますが、注文の間違い等が起きないようお客様ご自身で十分お気を付けて、発注の指示等を行っていただきますようお願いいたします。

「WEALTH FX」は、原則として、休日、取引時間外を含む24時間(ただしシステムメンテナンス時を除く)ご利用いただくことができます。ただし、取引時間外に当社の所有する通信回線、またはシステム機器のメンテナンス等を行う場合にはサービスを停止することがあります。

なお、対面(電話による方法を含む)での受注等につきましては、お取引のある各取引窓口(営業店やコールセンター等)の営業時間内(平日 8:00～17:00(日本時間))での対応となりますので、あらかじめご了承ください。

(1) WEALTH FX 口座開設基準

当社で WEALTH FX 口座を開設されるには、下記の条件が必要となります。

- ・当社に既に総合取引口座を開設済みまたは同時開設されていること
- ・有価証券取引又は店頭外国為替証拠金取引等について相当の知識があり、取引の仕組み等を

十分理解していること

- ・所定の取引時確認が行われていること
- ・直近の財務状況等の必要書類の提出を当社が要求した場合には、当該書類を速やかに提出できること
- ・資金性格が「余裕資金」又は「その他(但し、「使途が決まった資金ではない」場合に限る)」であること(なお、事業として店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)を行う場合はこの限りでない)
- ・投資目的が「収益性を重視した運用」であること
- ・法人又は取引担当者の投資経験として「株式」、「投資信託」、「債券」、「先物オプション取引」、「FX・CFD 取引」、「商品先物取引」のいずれかの取引経験が 1 年以上あること
- ・原則、日本国に本店が所在していること
- ・当社に電子メールの登録があり、緊急時に連絡が付けられること
- ・書面の電子交付又は電子媒体による提供に同意いただけること
- ・他の金融商品取引業者または登録金融機関との間で紛争事案がないこと
- ・店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)のルール、リスク、商品性格、「店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)の契約締結前交付書面」、および「店頭外国為替証拠金取引約款」を十分に理解されていること
- ・原則として、インターネットを通じた取引・確認・管理が行なえること
- ・金融先物取引業務に従事されていないこと
- ・金融商品仲介業を営んでいないこと
- ・金融商品仲介業務に従事されていないこと
- ・その他当社が定める基準を満たすこと

一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、WEALTH FX 口座の開設に応じることができないこともあります。

その際の審査結果の事由につきましては、開示しておりませんのであらかじめご了承ください。

(2) 口座開設までの流れ

- ① WEALTH FX は、当社が行う審査に通過したお客様のみご利用いただけます。
電子的に又は書面で交付される「店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)の契約締結前交付書面」(本書面)、および「店頭外国為替証拠金取引約款」(約款)をよくお読みください。
- ② 本書面、および約款を理解したうえで、WEALTH FX 口座開設申込画面に表示されます「店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)口座開設申込書兼確認書」をご確認のうえ、WEALTH FX 口座開設の申し込みを行ってください。
- ③ 申込み受付完了後、当社にて社内審査を行い、WEALTH FX 口座を開設いたします。
(審査の結果、WEALTH FX 口座の開設ができない場合がございます。なお、審査の結果の事由については開示しておりません。)
- ④ 総合取引口座から必要な預託証拠金をお振替えください。
振替完了後、お取引が可能となります。

(3) 注文の指示事項

WEALTH FX の注文をするときは、当社の注文受付時間内に、次の事項を正確に指示してく

ださい。

- ① 注文する通貨ペア(USD/JPY)
- ② 買付取引または売付取引の別
- ③ 注文数量(Lot)※当社の 1Lot は 10,000 米ドルとなります
- ④ 売買注文の種類(執行条件、価格、注文パターン)
- ⑤ 注文の有効期間
- ⑥ その他お客様の指示によることとされている事項

(4) 売買注文の種類

WEALTH FX の「執行条件」には以下の方法があります。

a) 成行注文

約定する為替レートを指定せず、当該注文が当社のサーバーに到着した時点で当社が提示するレートで約定する注文です。

お客様が注文発注ボタンを押下してから、お客様の注文が当社のサーバーに到達するまでの間にレート変動がある場合は、注文発注時点のレートとは異なるレートで約定することがあり、必ずしも約定するレートと同一であるとは限りません。

当該価格差は、お客様端末と当社システム間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。この場合、お客様にとって有利・不利どちらのレートであっても約定します。成行注文は、指値注文など他の注文に優先しますが、ロスカット取引が有る場合は、同取引が当注文に優先します。また、取引時間外は、当注文は発注できません。

b) 指値注文

約定する為替レートを指示する注文方法で、買付なら指示した為替レート以下、売付なら指示した為替レート以上になった時点で約定することを希望する注文で、指示したレートで約定します。なお、月曜日のオープン(取引開始)時に有効となっている指値注文(売・買、新規・決済問わず)は、同時点でその約定条件を満たしている場合、月曜日の実勢レートで約定しますので、指示したレートより有利なレートで約定することがあります。

指値注文は、時間的に早いものから処理します。

他の注文(成行注文・逆指値注文)との間に優先関係はありません。また、指定レートの高安に優先関係はなく、時間的に早いものから処理します。指値注文は取引レートよりも 50%を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。

c) 逆指値注文

為替レートを指示する注文方法で、指値注文とは逆に、買付なら指示した為替レート以上、売付なら指示した為替レート以下になった時点をもって、即時に注文が執行され、条件を満たした時点での配信レートで約定を保証します。なお、お客様が指示した為替レートと条件を満たした時点の為替レートによっては、お客様の指示した為替レートと実際の約定為替レートが異なる場合があります。この場合、お客様にとって不利なレートで約定します。

逆指値注文は、時間的に早いものから処理します。

他の注文(成行注文・指値注文)との間に優先関係はありません。

また、指定レートの高安に優先関係はなく、時間的に早いものから処理します。逆指値注文は取引レートよりも 50%を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。

WEALTH FX の「注文パターン」には以下の方法があります。

a) IFD

IFD とは「If Done=もし約定したら」の略で、2 つの注文(新規注文とその決済注文を組み合わせた注文)を同時に出しておき、最初の注文が約定したら、もう一方の注文が有効になる注文方法です。最初の注文が約定しない限り後者の注文は無効として扱われます。

なお、子注文が指値で約定した場合、お客様にとって有利なレートで約定することがあります。

b) OCO

OCO は「One Cancels the Other=ひとつが約定したら、もう一方はキャンセル」の略。異なる 2 つの執行条件の注文を出しておき、どちらか一方が約定したら残りは自動的にキャンセルされる注文方法です。

c) IFDOCO

IFDOCO は IFD と OCO をさらに組み合わせた注文方法です。

「買い注文と一緒に利食い/損切りの両サイドに決済注文を出しておきたい」といった具合に、リスクを限定する注文が可能になります。

なお、子注文が指値で約定した場合、お客様にとって有利なレートで約定することがあります。

【 IFD、OCO、IFDOCO の注文方法のパターン 】

注文 パターン	親注文			子注文①			子注文②		
	取引	売買	執行条件	取引	売買	執行条件	取引	売買	執行条件
IFD	新規	買(売)	指値	決済	売(買)	指値			
			指値			逆指値			
			逆指値			指値			
			逆指値			逆指値			
OCO	新規	買(売)	指値	新規	買(売)	逆指値			
			逆指値			指値			
			指値		売(買)	指値			
			逆指値			逆指値			
	決済	売(買)	指値	決済	買(売)	逆指値			
			逆指値			指値			
IFDOCO	新規	買(売)	指値	決済	売(買)	指値	決済	売(買)	逆指値
			指値			逆指値			指値
			逆指値			指値			逆指値
			逆指値			逆指値			指値

d) ストリーミング注文

ストリーミング注文は、注文時点で「WEALTH FX」取引ツール(PC 版、スマートフォン版)画面に表示されている価格を注文価格として発注するとともにスリッページ幅を指示する注文方法です。

お客様の注文を当社で受注した時の配信価格が、お客様の注文価格と一致するか、お客様の注文価格より有利な場合には、当該受注した時の配信価格で約定します。

一方、当該受注した時の配信価格が、お客様の注文価格より不利な場合には、お客様の注文は失効します。

ただし、お客様が注文時にスリッページ許容範囲を設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、当該不利な受注した時の配信価格で約定します。

以上の仕組みから、お客様の注文時に「WEALTH FX」取引ツール(PC版、スマートフォン版)画面に表示されている価格(取引レート)と実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。(不利な場合については、以下<注意事項>に記載するとおり、お客様が設定したスリッページ許容範囲以内に限定されます。)

当注文は、取引時間中のみ行うことができ、受付順に約定します。

<注意事項> スリッページ幅を指定した場合は、指定したスリッページ幅を超えてお客様に不利な方向に価格が動いた場合、注文が失効します。

買注文: 注文発注後にスリッページ幅を超えて上昇した場合、注文が失効します。

ただし、お客様が設定されたスリッページの許容範囲以内であれば、当該不利な受注をした時の配信価格で約定します。また、当社のサーバーに到達した時点でスリッページ幅を超えて下落した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

売注文: 注文発注後にスリッページ幅を超えて下落した場合、注文が失効します。

ただし、お客様が設定されたスリッページの許容範囲以内であれば、当該不利な受注をした時の配信価格で約定します。また、当社のサーバーに到達した時点でスリッページ幅を超えて上昇した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

e) トレール注文

トレール注文とは逆指値注文に値幅指定機能を追加する注文です。

逆指値を注文するときに、値動きによって売り逆指値価格を引き上げたり、買い逆指値価格を引き下げたりする注文です。

(5) 注文の有効期間

売買注文(新規注文、決済注文)の有効期間は、成行注文、およびストリーミング注文を除き、1ヶ月の期間内はお客様の任意の日時を、1ヶ月を超える場合には無期限としてご指定いただけます。有効期間を過ぎた売買注文は過ぎた時点(注)をもって失効します。

(注)有効期間の最終日が当社営業日でない場合は、直前の当社営業日終了時点をもって失効します。

(6) 証拠金の差入れ

WEALTH FX の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。

(詳しくは、「証拠金」をご参照ください。)

(7) 注文の受付・変更・取消

a) 注文の受付

お客様が売買注文をするときは、注文内容を入力後、その内容を確認の上送信し、当該内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。お客様が行った売買注文の内容が、法令、その他諸規則に反するものであった場合や当社が不適当と判断した場合には、一部または全部の注文の執行を行わないこともあります。なお、お客様の入力ミス等の事由により、お客様の意思に

反して約定した場合であっても、当社は一切の責任を負いかねます。

b) 注文の変更・取消

お客様が行った売買注文については、成立前の注文に限り、変更または取消を行うことができます。なお、通信回線、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等、または受領した情報の誤謬等には、当社は一切の責任を負いかねます。

※ 売買注文を含むお取引のすべては、原則お客様ご自身によって行っていただきます。

なお、対面(電話による方法を含む)での受注等も行いますが、注文の間違い等が起きないようにお客様ご自身で十分お気を付けて、発注の指示等を行っていただきますようお願いいたします。なお、対面(電話による方法を含む)での受注等につきましては、お取引のある各取引窓口(営業店やコールセンター等)の営業時間内(平日 8:00～17:00(日本時間))での対応となりますので、あらかじめご了承ください。

(8) 反対売買による差金決済による建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉・方法は、お客様の指示によります。同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つ両建てについては、お客様の申し出があった場合には受け付けますが、お客様にとって、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること、売値と買値の差(売買スプレッド)についてお客様が二重に負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがありますので、ご注意ください。

(9) 取引の成立および、取引状況、建玉、預託証拠金等の報告

お客様は、取引の都度、成立または不成立等を「WEALTH FX」取引ツール(PC 版、スマートフォン版)のメニュー「注文照会」画面にてご確認ください。

また、取引成立の都度、取引状況が記載されたもの(「取引報告書(兼)証拠金受領報告書(兼)取引残高報告書」)、1 ヶ月間の入出金の各合計額、当該期間終了時点の未決済建玉、および証拠金の状況が記載されたもの(「月次取引残高報告書」)、ならびに年間を通じて決済取引があった場合の年間の損益額が記載されたもの(「年間損益報告書」)を作成し、お客様に電子的に通知いたします。(以下「電子交付サービス」といいます。)

内容をご確認され、「取引報告書(兼)証拠金受領報告書(兼)取引残高報告書」等の記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社までお申し出ください。

また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。

a) 「電子交付サービス」の種類

当社のホームページ内の認証が必要となるお客様サイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法

b) 「電子交付サービス」の方式

「電子交付サービス」をご利用いただくには、当社が推奨いたしますブラウザならびに PDF ファイル閲覧ソフトが必要となります。

詳細は、当社ホームページの取引ルールをご確認ください。

c) 書面の閲覧

システムメンテナンス時間等を除き、当社約款、および本書面は、当社ホームページ上において閲覧できます。

d) ご通知の時期

・「取引報告書(兼)証拠金受領報告書(兼)取引残高報告書」

通常は、翌営業日の 12:00 頃(日本時間)までに「WEALTH FX」取引ツールのメニュー「報告書」画面へ記録します。(最大 17:00 頃(日本時間)まで時間を要す場合があります。)

・「月次取引残高報告書」

通常は、月末最終取引日の翌営業日の 12:00 頃(日本時間)までに「WEALTH FX」取引ツールのメニュー「報告書」画面へ記録します。(最大 17:00 頃(日本時間)まで時間を要す場合があります。)

・「年間損益報告書」

通常は、翌年の 1 月の第 2 週ごろに「WEALTH FX」取引ツールのメニュー「報告書」画面へ記録します。

e) その他

「電子交付サービス」をご利用いただいている場合でも、「電子交付サービス」に係る法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した際には、当社が書面の「電子交付サービス」に代えて、すでに「電子交付サービス」で交付した書面を含めて、紙(郵送)による交付を行うことがあります。

通信回線、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等、または受領した情報の誤謬等には、一切の責任を負いかねます。

(10) 総建玉限度金額

詳細は、当社ホームページの取引ルールをご確認ください。

(11) 取引制限

「WEALTH FX」では以下の事例に該当した際に、一時的に取引条件の変更、あるいは制限を加えさせていただくことがあります。

- a) 本サービスの仕組みにおいて、当社が想定しえない操作が行われていると認められた場合、もしくはそのような行為と疑われる行為をしたと認められる場合
- b) 端末機器、接続回線、またはプログラムの不正な改変等を施して発注された注文、および自動売買プログラム等、当社がサーバー上で提供する取引システム以外のツール等を使用して取引を行った場合、またはそのような取引があったものと当社が判断した場合
- c) 短時間、または合理性を超えるような頻繁なアクセス・注文・取引であると認められる場合
- d) (11)の定めに反する場合、またはその恐れがあると当社が判断した場合
- e) お客様の取引が、他のお客様と複数回同調した取引であると当社が判断した場合
- f) 当社取引システムおよびシステムの運用に対して影響を及ぼす、または、他のお客様、カバー取引等に影響を及ぼすと当社が判断した場合、インターバンク市場の混乱等を利用して不当に利益を得ようとしたと当社が判断した場合
- g) その他、当社とお客様、または他のお客様との円滑な取引に支障をきたす場合

(12) お客様の禁止行為

a) 債権の譲渡・質入れ

お客様が当社に対して有する店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)にかかる債権は、第三者に対して譲渡、質入れ、担保設定、名義変更、その他一切の処分はできません。

b) WEALTH FX 口座の貸借

お客様の名義をもって、第三者に WEALTH FX 口座の開設、および取引をさせてはいけません。

(13) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違、または疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

WEALTH FX の仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、Jトラストグローバル証券株式会社のお取引のある各取引窓口(営業店やコールセンター等)にご連絡ください。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、またはお客様のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されております。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約(お客様を相手方とし、またはお客様のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結、またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し、または電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者、および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘、および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為、または勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結、または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話、または訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己、または第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該お客様、または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該

- お客様、またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己、または第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため当該お客様、または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様、またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
 - i. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様、または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
 - j. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況、および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法、および程度による説明をしないこと
 - k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結、またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
 - l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
 - m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結、または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
 - n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすること、その他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部、または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
 - o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産、または証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用すること、その他不正の手段により取得する行為
 - p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
 - q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
 - r. 個人である金融商品取引業者、または金融商品取引業者の役員（役員が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
 - s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得たうえで、売買の別、通貨の組合せ、数量、および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
 - t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭外国為替証拠金取引の売付、または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘、その他これに類似する行為をすること

- u. 店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合)にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること
- w. お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます。)
- x. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

当社の概要について

商号等	Jトラストグローバル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号
本店所在地	〒150-6007 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	30億円(2024年12月31日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2006年9月
連絡先	「WEALTH FX」の仕組み、取引のお手続き等に関する詳細・お問い合わせは、Jトラストグローバル証券株式会社のお取引のある各取引窓口(営業店やコールセンター等)にご連絡ください。

Jトラストグローバル証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所 : 〒150-6007 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー7階

【Jトラストグローバル証券株式会社 お客様相談室】

固定電話: 03-4560-0259

受付時間: 平日(年末年始を除く)8:00~17:00(日本時間)

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館
電話番号: 0120-64-5005

(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間: 月曜日~金曜日 9:00~17:00(日本時間) (祝日、年末年始を除く)

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語集

本書面、および「外国為替証拠金取引(WEALTH FX)」における用語の定義は以下の通りです。

- ・相対取引

売り手と買い手が 1 対 1 で取引すること。

店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)は、当社とお客様の相対取引です。

- ・インターバンクレート

インターバンク市場における為替直物(スポット)取引の為替レート。

- ・受渡決済

外国為替証拠金取引の場合は、売付けた通貨を引き渡して、買付けた通貨を受け取るにより決済する方法をいいます。

- ・買建玉

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・売建玉

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・買値(Bid)

当社がお客様に提示する買値。お客様が売付を行なう際の参考値です。

- ・売値(Ask、オファー)

当社がお客様に提示する売値。お客様が買付を行なう際の参考値です。

- ・転売

買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。

- ・買戻し

売建玉を手仕舞う(売建玉を減じる)ために行う買付取引をいいます。

- ・外国為替市場(インターバンク市場)

外国為替の売買が行われる場。外国為替の売買には取引所が存在せず、取引を行う当事者同士が電話等で直接売買するため、それらを総称して外国為替市場(インターバンク市場)と呼ばれます。

- ・カバー取引

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引、または他の金融商品取引業者、その他の者を相手方として行う為替取引、または店頭外国為替証拠金取引をいいます。

・基準レート

各通貨ペアの終値(営業日の最終配信レート)の仲値。

・金融商品取引業者

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・決済日

決済を行う日。WEALTH FX では、約定日の通常 2 営業日後が決済日です。

・差金決済

外貨とその対価となる通貨の交換を行わずに、取引の結果生じた差損益金(=差金)を受払いすることで清算する決済方法。

店頭外国為替証拠金取引では、反対売買を行い、外貨の受け払いを建玉によるものと反対売買によるものとで相殺する一方、建玉と反対売買の間に発生した差損益金を受け払います。

・指値注文

価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して行う注文をいいます。

これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

・有効証拠金

預託証拠金の額に未決済建玉に係る評価損益と未決済スワップポイントを加算または減算した額。

・スリッページ

お客様の注文時に表示されている価格またはお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があること。

・スワップポイント

WEALTH FX におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ、および買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

・スワップポイント振替

建玉を保有している間に付与・蓄積された「未決済スワップポイント」を建玉の決済をすることなく、預託証拠金の「現金残高(円)」に振り替えることができる機能。

お客様が任意のタイミングでスワップポイントの振替を行う建玉を選択し(未決済スワップポイントを保持している未決済建玉すべてが対象)、金額を指定して振替を行います。

スワップポイント振替を行うと、未決済スワップポイントが即時に現金化され、預託証拠金の「現金残高(円)」に反映します。「スワップポイント振替」機能は、「WEALTH FX」取引ツール(PC 版、

スマートフォン版)のメニュー「建玉照会(建玉指定決済)」画面内にてご利用いただけます。)

なお、スワップポイント振替で現金化した金額は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。(※)。

(※)お客様によって取扱いが異なる場合がありますので、詳細は、所轄の税務署又は税理士等の専門家にご確認ください。

【ご注意】

スワップポイントを預託証拠金の「現金残高(円)」に振替えた後に、総合取引口座に振替出金する場合は、別途、振替出金指示が必要となります。振替出金を行う場合は、振替可能額の範囲内で振替が可能なため、保有建玉の「合計評価損益(計)」がマイナスのときは、スワップポイント振替を行っても振替可能額は増えず振替出金指示が行えない場合がありますので、ご注意ください。

・新規発注余力

有効証拠金の額から未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額、反対売買注文を除く発注済みの未約定注文に係る注文必要証拠金の額に取引数量(取引単位数)を乗じた額、および預託証拠金から総合取引口座への振替を指示している額を減じた額。

・2WAY 方式

売値と買値の取引レートを同時に提示する方法。

なお、買値と売値は同じではなく価格差(スプレッド)があります。

・スプレッド

FX では、「買うときの値段(Ask)」と「売るときの値段(Bid)」の差をスプレッドといいます。この差が、実際に取引するときのコストの一部になります。スプレッドは常に同じとは限らず、市場が大きく動いているときや流動性が低いときには広がる場合があります。

・デイ・トレード

新規建玉と反対売買を同一営業日に行うこと。

・デリバティブ取引

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

先物取引、およびオプション取引を含みます。

・店頭金融先物取引

外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場、および外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場、および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・特定投資家

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識、および経験を有すると認め

られる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。

・媒介取引

金融商品取引業者がお客様の注文を他の金融商品取引業者に当該お客様の名前でつなぐ取引をいいます。

・必要証拠金

取引を行う際に、担保として、あらかじめ預託することが必要な証拠金で別途当社が定めるもの。

・振替可能金額

WEALTH FX 口座から総合取引口座へ振替えることができる現金証拠金、または代用有価証券を保護預りへ振替えることができる代用有価証券評価額となります。

・FIFO(First In・ First Out:ファーストイン・ファーストアウト)

「先入れ・先出し」という意味で、建玉を決済する順番を表します。
最も古い建玉から選択し決済を行います。

・米国夏時間

米国夏時間の期間は、3 月第 2 日曜日から 11 月第 1 日曜日の前日まで。

・米国標準時間(米国冬時間)

米国標準時間の期間は、11 月第 1 日曜日から 3 月第 2 日曜日の前日まで。

・ヘッジ取引

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・証拠金取引

取引金額の一部の金額(証拠金)を差入れることでできる取引。

・預託証拠金

お客様が当社の WEALTH FX 口座に預託している現金証拠金、および代用有価証券評価額をいいます。

※ 代用有価証券は次のように計算いたします。

保護預り有価証券から代用有価証券とする場合の代用有価証券評価額は、ロールオーバー時に、前日の時価にそれぞれの掛目を乗じた価格で評価いたします。

・証拠金維持率

建玉必要証拠金額に対する有効証拠金額の割合。

- ・呼値

取引レートにおける値動きの最小単位。

当社の米ドル/日本円の呼値は、0.001 円です。

- ・両建て

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時にもつこと。

- ・レバレッジ

テコの原理のことです。少額の資金で大きな金額の取引をすること。

例えば、20 万円の証拠金で 100 万円相当額の外貨を売買した場合、証拠金に対して 5 倍に相当する資金を運用しているため、5 倍のレバレッジをかけていることになります。

- ・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ロールオーバー

未決済建玉の決済日を翌営業日に繰り延べる処理。

(2026 年 6 月 1 日)